

第 2 号議案

府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 17 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

ボートレース企業局職員において管理監督職勤務上限年齢制を導入するため、
所要の改正を行うものであります。

府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例

府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和4年12月府中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第1項に次のただし書を加える。

ただし、付則第9項の規定は、同年3月31日から施行する。

付則に次の1項を加える。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

9 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年9月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、府中市職員の定年等に関する条例（昭和59年6月府中市条例第13号）本則に3章を加える改正規定中「第11条第1項」の次に「又は府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和4年12月府中市条例第26号）第4条第1項」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照（抜粋）
 （_____は、改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。<u>ただし、付則第9項の規定は、同年3月31日から施行する。</u></p> <p>2～8 省 略 <u>（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）</u></p> <p>9 <u>地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年9月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第1条のうち、府中市職員の定年等に関する条例（昭和59年6月府中市条例第13号）本則に3章を加える改正規定中「第11条第1項」の次に「又は府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和4年12月府中市条例第26号）第4条第1項」を加える。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2～8 省 略</p> <p style="text-align: right;">（追 加）</p>